

# 入院費

その1

## お支払い方法

- ①月末締めで計算し、翌月10日頃郵送にて請求いたします。
- ②ご請求書が届きましたら、**月末までに医事課（A館1階）**にてお支払いください。
- ③退院の際は、**当日に医事課（A館1階）**にてお支払いください。  
※時間外・休日の退院は翌日以降のお支払いとなります。
- ④お支払いは、**午前9時から午後5時**の間にお願いいたします。なお、**休日のお支払いはできません**ので、ご了承ください。
- ⑤クレジットカード・電子マネーでのお支払いは**できません**ので、ご了承ください。
- ⑥長期入院が必要な患者様で、銀行振込または口座引き落しを希望される方は医事課にご相談ください。

## 高額医療費には限度額適用認定証をご利用ください

医療費が高額になりそうなときは高額療養費制度をご利用いただくと、1カ月の支払いが自己負担限度額までに抑えられる制度があります。

過去12カ月以内に、3回以上の上限額に達した場合は、**4回目から「多数回該当」となり自己負担額が軽減されます**（限度額適用認定証などを使用し、自己負担限度額を負担した場合も含みます）。

### ●70歳未満の方

以下をお住まいの市町村役場の**保険年金課、加入の保険組合**に申請し、発行されたものを窓口にご提示いただくか、またはマイナンバーカードで保険情報を確認させていただきます。

- 70歳未満で住民税非課税以外の方：「限度額適用認定証」を申請
- 70歳未満で住民税非課税世帯の方：「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請  
自己負担限度額は、**①医療機関ごと ②医科・歯科別 ③入院・外来別**に適用されます。

所得区分	負担割合	月単位の上限額
ア 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超		290,400円+ (医療費-968,000円) × 1% <多数回該当：161,100円>
イ 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円		188,400円+ (医療費-628,000円) × 1% <多数回該当：104,700円>
ウ 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	3割 (※1)	80,100円+ (医療費-294,000円) × 1% <多数回該当：48,900円>
エ ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下		60,600円 <多数回該当：46,500円>
オ 住民税非課税		36,300円 <多数回該当：25,200円>

※1 義務教育就学前の者については2割。

## ●70歳以上の方

以下をお住まいの市町村役場の**保険年金課**に申請し、発行されたものを窓口にご提示いただくか、またはマイナンバーカードで保険情報を確認させていただきます。

- 70歳以上で課税所得**145~689万円**の方：「限度額適用確認証」を申請
- 70歳以上で**住民税非課税世帯**の方：「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請
- 70~74歳の方：「高齢受給者証」を提示

所得区分	負担割合	上限額(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役Ⅲ 年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上/国保・後期：課税所得690万円以上	3割 (※1)	290,400円+ (医療費-968,000円) × 1% <多数回該当：161,100円>	
現役Ⅱ 年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円/国保・後期：課税所得380万円以上		188,400円+ (医療費-628,000円) × 1% <多数回該当：104,700円>	
現役Ⅰ 年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円/国保・後期：課税所得145万円以上		88,200円+ (医療費-294,000円) × 1% <多数回該当：48,900円>	
一般 ～年収約370万円 健保：標報26万円以下(※1)/国保・後期：課税所得145万円未満(※2※3)	70～74歳 2割	18,000円 <年間上限：144,000円>(※5)	60,600円 <多数回該当：44,400円>
低所得者Ⅱ 住民税非課税	74歳以上 1割 (※4)	8,000円	25,300円
低所得者Ⅰ 住民税非課税(所得が一定以下)			15,400円

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の者については2割。

※5 1年間のうち一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

## 入院時生活療養標準負担額

### ●70歳未満で所得区分(ア～エ)の方、70歳以上で所得区分(現役Ⅰ～Ⅲ、一般)の方

食事	居住費	1日	1カ月(30日)
510円/1食 (難病患者：300円/1食)	370円/1日 (難病患者：0円/1日)	1,900円 (難病患者：900円)	57,000円 (難病患者：27,000円)

### ●70歳未満で所得区分(オ)の方、70歳以上で所得区分が(低所得者Ⅱ)の方

入院日数	食事	居住費	1日	1カ月(30日)
1日目～90日目まで	240円/1食	370円/1日	1,090円	32,700円
91日目以降	190円/1食	370円/1日	940円	28,200円

### ●70歳以上で所得区分が(低所得者Ⅰ)の方

老齢福祉年金受給	食事	居住費	1日	1カ月(30日)
していない	110円/1食	370円/1日	790円	23,700円
している	110円/1食	0円/1日	330円	9,900円

※難病患者は居住費0円/1日。65歳未満および特殊疾患病棟は居住費不要。

## 保険外負担費用

### ●個室利用料

種類	部屋番号	料金(1日)
特別室	A301号室 A302号室 A402号室	13,200円
個室	A303号室 A305号室 A306号室 A307号室 A403号 A405号室 A406号室 A407号室 A501号室 A502号 A503号室 A505号室	8,800円
2人部屋	A311号室 A312号室 A313号室 A315号室 A507号	3,300円

### ●リハビリテーション科

次の条件の患者様に限り、以下の料金で各リハビリテーションを行うことができます。

- ①患者様の治療に対する意欲を高める必要がある場合
- ②1日上限単位を超えて行い、上記リハビリテーション料の標準的算定日数を超えた場合
- ③継続的なリハビリテーションにより改善が期待できる場合
- ④治療上有効と判断される場合に該当しない(維持期のリハビリテーション)で1カ月13単位を超えて行われる場合

診療名	料金(1回)
脳血管疾患リハビリテーション(廃用症候群以外)	2,695円
運動器リハビリテーション	2,035円
呼吸器リハビリテーション(廃用症候群以外)	1,925円
廃用症候群リハビリテーション	1,980円

### ●おむつ類

種類	料金(1枚)
尿取りパッド	S 77円
	M 165円
	L 275円
	サブパッド 77円
紙おむつ(テープ止めタイプ)	昼間用 264円
	夜間用(普通) 341円
	夜間用(多い) 385円
紙おむつ(ベルト止めタイプ)	昼間用 231円
	夜間用(普通) 341円
	夜間用(多い) 330円
紙おむつ(パンツタイプ)	352円

### ●その他

種類	料金(1回)
面談料	5,500円
ノロウイルス検査	5,500円
出張理美容代※	1,800円
診療録コピー代	11円

### ●診断書

種類	料金(1通)
おむつ使用証明書／手術等診療報酬計算書	550円
診断書	3,300円
入院・手術証明書	5,500円
さいたま市介護保険サービス情報提供パス	5,500円
国民年金厚生年金保険診断書	8,800円
障害診断書	8,800円
死亡診断書	11,000円

### ●予防接種

種類	料金(1回)
インフルエンザ(一般)	4,400円
肺炎球菌ワクチン(一般)	7,700円
肺炎球菌ワクチン(公費)	4,600円
A型肝炎ワクチン(1回分)	7,700円
B型肝炎ワクチン(1回分)	7,700円

※出張理美容はご希望者が集まり次第定期的に実施しております。そのため希望されてから実施まで期間が空くこともございますがご了承ください。

# 医療療養病棟のご案内

医療療養病棟(A館3階、B館3階) とは、**急性期医療の治療後においても引き続き何らかの治療を必要とする医療提供の必要度が高い患者様が入院の対象**となります。また、慢性的な疾患のある患者様に対して、在宅復帰を目的に、医療的な生活補助やリハビリによる機能訓練なども行っています。

医療療養病棟に入院の患者様には、2006年7月1日の診療報酬改定により、月に1回「**医療区分・ADL区分に係る評価票**」をお渡しします。

患者様の病状や治療内容などの入院療養の状況や各区分への該当状況を記したものです。対象となる方は、**評価票中の医療区分が2および3の方**です。診療月の翌月10日頃（退院の際はその都度）からお渡しが可能となります。会計時にご家族にお渡ししますが、会計時にお渡しできなかった場合は、後日お支払い責任者様宛てに郵送します。

ご不明な点がございましたら、**各病棟師長または医事課入院係**にご相談ください。

## 入院時生活療養標準負担額

医療療養病棟に入院する65歳以上で医療区分1の方は、以下の負担額となります。

### ●70歳未満で所得区分(ア～エ)の方、70歳以上で所得区分(現役Ⅰ～Ⅲ、一般)の方

食事	居住費	1日	1ヶ月(30日)
510円/1食	370円/1日	1,900円	57,000円

### ●70歳未満で所得区分(オ)の方、70歳以上で所得区分が(低所得者Ⅱ)の方

食事	居住費	1日	1ヶ月(30日)
240円/1食	370円/1日	1,090円	32,700円

### ●70歳以上で所得区分が(低所得者Ⅰ)の方

老齢福祉年金受給	食事	居住費	1日	1ヶ月(30日)
していない	140円/1食	370円/1日	790円	23,700円
している	110円/1食	0円/1日	330円	9,900円

※難病患者は居住費0円/1日。65歳未満および特殊疾患病棟は居住費不要。

## 医事課入院係のご案内

医事課入院係は、大宮共立病院**A館1階の医事課受付**にございます。

※構内図・各棟フロア図は、入院案内P.8をご覧ください。

